

## 宿泊税制度の変更について

### 北海道ニセコ町

本町では、昨年12月に「ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例」が町議会で議決されたのち、総務大臣と宿泊税の制度変更に向けた協議を重ねてきました。

協議の結果、このほど令和8年3月27日に総務大臣より宿泊税制度の変更に関する同意をいただいたことから、本町の宿泊税制度を以下のとおり変更いたします。

1. 変更する期日 **令和8年(2026年)11月1日**
2. 主な変更内容 税率を現在の段階定額制から**定率制に変更**します
3. 現行制度と今後の変更内容の比較 (下線太字の箇所が変更点)

区分	現行制度 (R8.3.31 まで)		R8.4.1~10.31 までの制度	R8.11.1 以降の制度		
課税主体	ニセコ町のみ		ニセコ町・ <u>北海道</u>	同 左		
宿泊税の 計算方法	段階定額制		同 左	<u>定率制</u>		
宿泊税額	宿泊料金 (1人1泊あたり)	税 額	税 額 ( )内は道税分 ※料金区分は同左	<u>①宿泊料金の3%</u>		
	~5,000円	100円	<u>200円 (100円)</u>	②うち 北海道 宿泊税	宿泊料金に応じて以下の税額	
	5,001円~19,999円	200円	<u>300円 (100円)</u>		~19,999円	100円
	20,000円~49,999円	500円	<u>700円 (200円)</u>		20,000円~49,999円	200円
	50,000円~99,999円	1,000円	<u>1,500円 (500円)</u>		50,000円~	500円
	100,000円~	2,000円	<u>2,500円 (500円)</u>			
				<u>③うちニセコ町宿泊税</u> <u>①-②の額</u>		
課税免除	修学旅行等の学校行事		<u>左記に加え、保育所等の行事も含む</u> (北海道宿泊税の課税免除規定に準拠)	同 左		

#### 4. 今後の主なスケジュール (直近の行事予定のみ掲載)

- 3月下旬 宿泊事業者向け制度変更のお知らせ発送・アンケート実施  
(システム改修や新規システム導入に関する事業者支援方策の検討)
- 4月以降随時 宿泊事業者向け説明会・意見交換会の開催 (複数回実施予定)